第４章　指定状況

第１節　史跡指定に至る経緯

米子城跡に関しては、昭和 52 年(1977)3 月 10 日の米子市文化財保護審議会(会長 船越元四郎)の答申を受け、昭和 52 年(1977)4 月 1 日の告示により、米子市の史跡に指定された。

なお、この時の指定範囲は、本丸、二の丸、内膳丸のうち民有地を除く市有地部分のみであり、答申には「三の丸、飯山も指定区域に入れること。また、区域内に在る民有地も指定区域に入れること。」との付帯意見が申し添えられていた。この際の新聞記事には「城山については、湊山球場の一部を含めかなりの民有地があり、今回は民有地を除く指定となった。答申は早急に所有者の了承を取り付け、全区域指定が望ましいという審議委員一致の要望を付記している。」との記述がある（昭和 52 年 3 月 16 日付け、日本海新聞)。

昭和 55 年(1980)頃から、国史跡指定へ向けた動きがあった。市としては、天守を中心に石垣が崩落している箇所が認められ、石垣の積み直しが喫緊の課題となっており、国史跡指定への取り組みがなされたが中止となった。

その後、平成 10 年(1998)頃から、国史跡指定への動きがあり、平成 10 年(1998)度～平成 15（2003）年度の鳥取県教育委員会を中心として実施された中世城館遺跡詳細分布調査を経て、平成 16 年(2004)9 月の文化庁の中世城館遺跡保存検討会議で、特Ａランクとして国指定候補に認定され、国史跡指定に向けた取組に着手した。

史跡指定に関する文化庁との協議を踏まえ、国史跡指定範囲については、基本的には「内堀の内側で城の中枢域」とすることになり、昭和 52 年(1977)の市史跡指定範囲に、三の丸（湊山球場敷地)、深浦（旧ＹＳＰ及び山林)、出山を加えた範囲での検討調整に着手した。

しかしながら、三の丸にある市営湊山球場は、市の今後のスポーツ施設のあり方の検討対象地とされていることから史跡指定予定範囲から除外することとなり、さらに、民有地の深浦、出山部分については所有者の同意が得られなかったため、史跡指定予定範囲から除外することとなった。

そのため、三の丸(湊山球場)、深浦、出山部分を除いた区域（旧来の市史跡指定範囲、すべて市有地）での国史跡指定への意見具申（平成 17 年 7 月 27 日)、史跡指定（平成 18 年 1 月 26 日官報告示）となったものである。

・史跡指定に係る主な経過

年　　代	経　　過
昭和 52 年(1977)4 月 1 日	市指定史跡に指定（市有地：本丸、二の丸、内膳丸）
昭和 55 年(1980)～	国史跡への指定に向けた動き（石垣積み直しが喫緊の課題）
昭和 57 年(1982)11 月～	石垣修理（単市事業　経費約 6,580 万円）
平成 12 年(2000)10 月 6 日	鳥取県西部地震により被災。石垣を中心として被害大
平成 13 年(2001)4 月～	都市公園震災復旧事業（経費約 1 億 9,600 万円）で石垣復旧
平成 16 年(2004)9 月 10 日	文化庁中世城館遺跡保存検討会議で、特Ａランクとして国指定候補に認定
平成 17 年(2005)7 月 27 日	国史跡指定に係る意見具申(旧来の市史跡指定範囲)
平成 18 年(2006)1 月 26 日	米子城跡国史跡指定の官報告示

第２節　指定の状況

１　指定告示及び指定理由

米子城跡は、平成 18 年(2006) 1 月 26 日に国史跡の指定を受けた。(平成 18 年 1 月 26 日付け文部科学省告示第 4 号)

・指定年月日：平成 18 年(2006) 1 月 26 日
・所在地：鳥取県米子市久米町 96 番地 1 外 53 筆
・基　準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号)史跡の部二による。
・説　明：戦国時代末期から江戸時代まで西伯耆支配の拠点城郭であり、山稜部の縄張り、石垣、枡形等の遺構が良好に遺存している。関連する文献・絵図史料も豊富に残されており、戦国末期から近世初期の築城技術を知る上で重要である。
・指定面積：135,131.55 ㎡

○平成 18 年文部科学省告示第四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成十八年一月二十六日　　文部科学大臣　小坂　憲次

名　称	所　在　地	地　　域
米子城跡	鳥取県米子市久米町	九六番一、九八番三、九九番、一〇〇番一、一〇〇番二、一二八番、一二九番、一三〇番、一三一番、一九七番、二〇三番、二〇四番、二〇五番、二〇六番、二〇七番、二〇八番、二〇九番、二一〇番地、二一一番、二一二番、二一三番、二一四番、二一五番、二一六番、二一七番、二一八番、二一九番、二二〇番、二二一番、二二三番、二二四番、二二五番一、二五四番、二五四番一、二五四番二、二五四番三、二五四番四、二五四番五、二五四番六、二五四番七、二五四番八、二五四番一一、二五四番一二、二五四番一三、二五四番一四、二五四番一五、二五四番一六、二五四番一八、二五四番一九、二五四番二一、二六一番、二六三番 右の地域に介在する道路敷、鳥取県米子市久米町二二二番に西接する道路敷、同久米町二二四番と同二二五番四に挟まれ同二二四番と同二五四番二四に挟まれるまでの道路敷を含む。

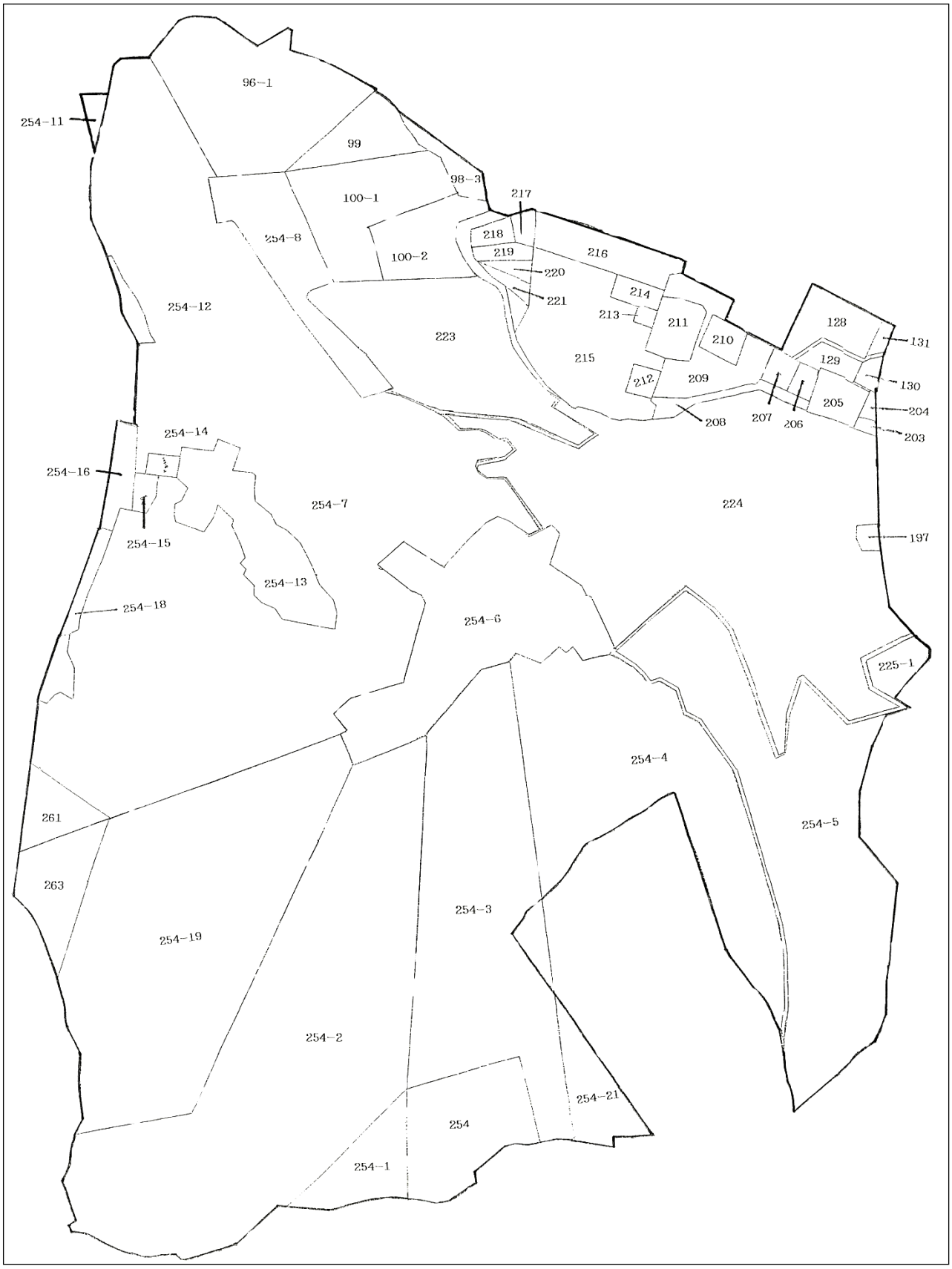
96−1
254−11
99
98−3
100−1
217
254−8
218
219
216
100−2
220
221
214
254−12
213
211
210
128
131
223
215
129
212
209
130
205
204
208
207
206
203
254−14
254−16
254−7
224
197
254−15
254−13
254−18
254−6
225−1
254−4
261
254−5
263
254−3
254−19
254−2
254−21
254
254−1

史跡指定地地籍図

２　指定説明

米子城跡は、鳥取県の西部に位置し、米子市街地の西側、中海に突き出す標高約 90ｍの湊山と標高約 60ｍの飯山に築かれた近世の平山城跡である。東に大山、西に中海、南に中国山地、北に弓ヶ浜と日本海を望むパノラマが展開する景勝地である。

米子城は、伯耆守護の山名氏が、応仁・文明年間(1467～87)に飯山に砦を築いたことから始まると伝えられている。豊臣秀吉の国分けによって西伯耆、東出雲、隠岐に封じられた吉川広家が、天正 19 年(1591)に西伯耆支配の拠点支城として本格的に築城を開始したが、広家は慶長 5 年(1600)の関ケ原の戦いの結果、周防国岩国に転封された。中村一忠が慶長 6 年(1601)に伯耆 17 万石余の領主として入城し、翌慶長 7 年(1602)に完成した。中村家は慶長 14 年(1609)に断絶し、15 年(1610)に加藤貞泰が 6 万石で入城した。加藤家は元和 3 年(1617)に伊予国大洲へ転封となり、米子領は鳥取藩領に編入され、藩主一族の池田由之が 3 万石余を領する米子城預かりとなった。寛永 9 年(1632)以後は、家老の荒尾家が代々米子城を預かり、明治 2 年(1869)に荒尾家から藩庁に引き渡され、明治 5 年(1872)に廃城となった。

米子城跡は、「荒尾成文家家譜」等の文献・絵図史料が良好に伝えられており、城郭構造をよく知ることができる。東西南北とも約 700ｍの規模で、飯山の南東麓の入り江から湊山北側の中海まで水堀を巡らしていた。湊山の頂上部に総石垣の本丸を配し、北側の尾根上には内膳丸が突き出し、内膳丸の南東麓には政庁が置かれた二の丸が続く。二の丸の南東下には東西約 35ｍ、南北約 30ｍと外枡形を構えている。二の丸と内堀の間が三の丸であるが、水堀も埋められ、市街化が進んでいる。飯山は英霊塔が設置され、公園広場として整備されている。本丸跡南下の中海沿いには御船手組が置かれた深浦郭があるが、現在スポーツ施設等に使用されている。城郭建物は明治 6 年(1873)以降取り壊されたが、天守台等の礎石はそのまま残されている。

米子市は昭和 52 年(1977)に市史跡に指定し、57 年度から 59 年度にかけて、本丸跡、内膳丸跡等の石垣の解体、積み直しを行った。また、鳥取県西部地震で被害を受けた石垣についても、平成 13 年(2001)に震災復旧工事として積み直し等を行った。

米子城跡は、室町時代の砦から始まる平山城跡で、戦国時代末期から江戸時代まで西伯耆支配の拠点城郭であり、山稜部の縄張り、石垣、枡形等の遺構も良好に遺存している。よって今回は条件の整った本丸跡、内膳丸跡、二の丸跡を史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

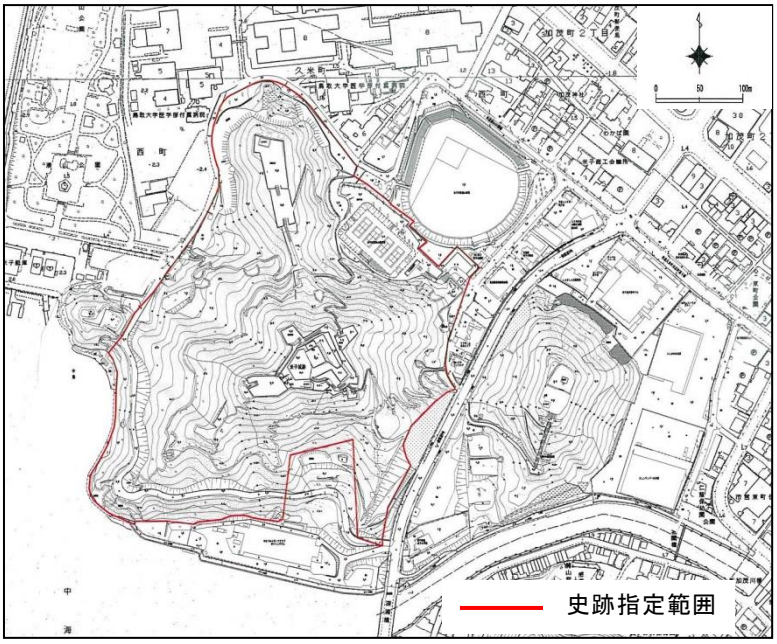

史跡指定範囲図

引用：『月刊文化財 2 月号（509 号）』
文化庁文化財部監修　平成 18 年
2 月 1 日発行　第一法規株式会社

第３節　指定地の状況

１　土地等の所有関係

現在の史跡指定面積は 135,131.55 ㎡であり、全域が公有化され、米子市所有となっている。

２　管理団体の指定

現在のところ､文化財保護法第 113 条第 1 項の規定による指定を受けた管理団体は存在しない。

３　公有化の経緯

現在の史跡指定地については、昭和 8 年(1933)（登記は昭和 9 年(1934)）に市内の坂口家（坂口平兵衛意精氏)から米子市に寄付され市の所有となった湊山の約 34,000 坪の土地及び米子市が昭和 17 年(1942)頃を中心にそれまでの所有者から買収し取得したものが主となっている。

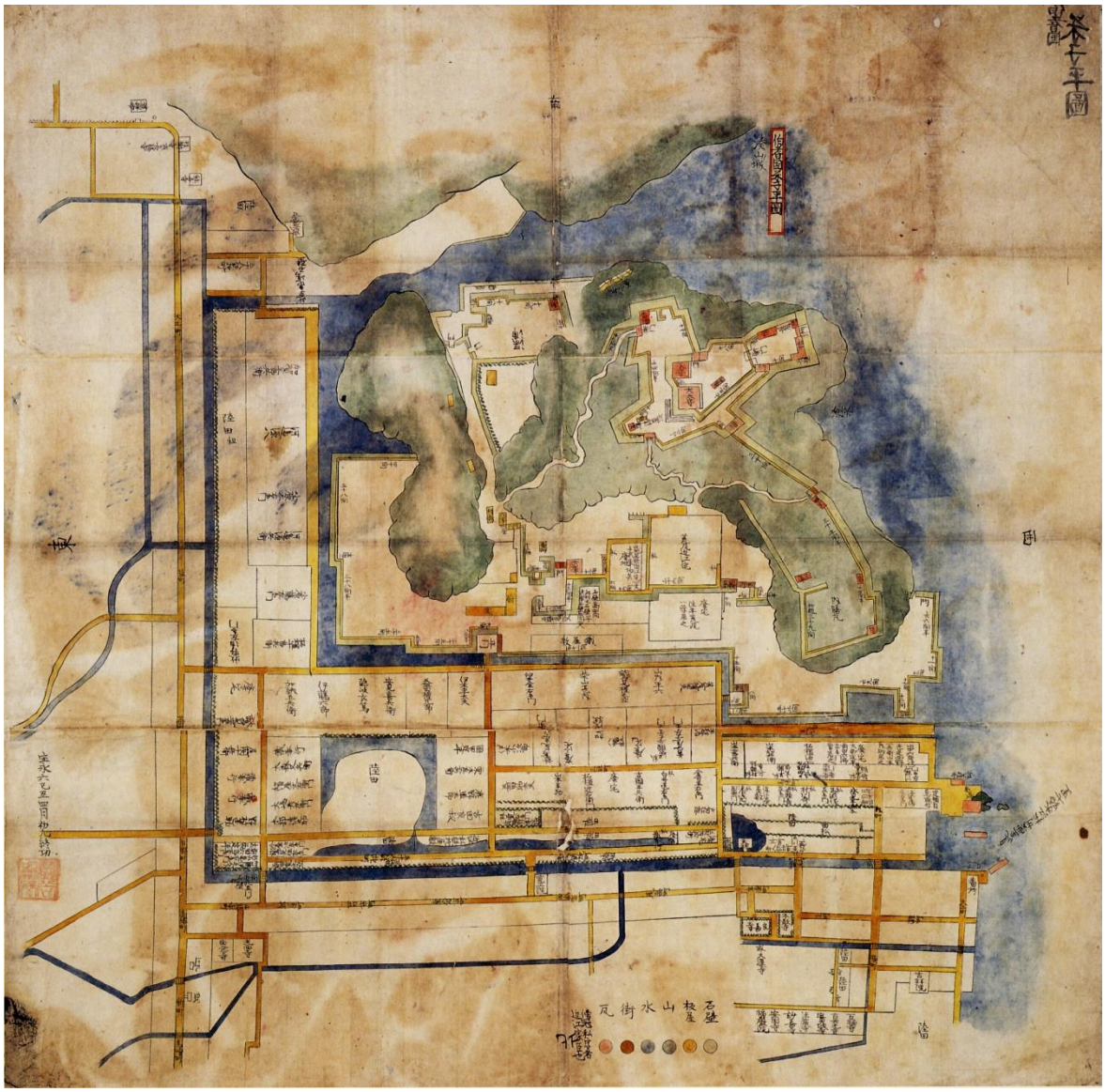

伯耆国米子平図(宝永 6 年(1709)4 月 9 日)　(鳥取県立博物館蔵)